

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。



## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「障害者差別解消法」についてお伝えします。

これまで「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」の2つの法をお伝えしてきましたが、今回は3つ目の「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）について、お伝えします。

これらの3つの法はいずれも平成28年に施行されており、人権三法と言われています。

これまで「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」の2つの法をお伝えしてきましたが、今は3つ目の「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）について、お伝えします。

これらの3つの法はいずれも平成28年に施行されており、人権三法と言われています。

### ○ 障害者差別解消法ができた背景について

平成18年12月の国連総合本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」は、平成20年5月に発効しています。この条約は、障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約であり、平成25年8月現在で、すでに世界133カ国が批准しています。

政府は、平成19年9月に同条約に署名し、平成21年12月には、同条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革を行うために、内閣に「障害者制度改革推進会議」（以下「推進会議」）が開催されました。

推進会議では、平成22年1月か

ら計14回にわたり議論が行われ、その意見を踏まえて政府では、同年6月29日に「障害者制度改革のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この中で、「障害者差別解消法」（以下「政策委員会」という）が発足したことを検討し、平成25年の通常国会への法案提出をめざすこととされ、動きを受け、新しい法制の制定に向けた検討を効果的に行うため、平成22年11月からは推進会議の下で「差別禁止部会」が開催されました。

差別禁止部会では、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」（以下「差別禁止法」という）の制定に向けた検討が行われました。諸外国の法制度についてのヒアリングに始まり、差別禁止法の必要性、差別の捉え方やその類型といつた総論的な議論を踏まえ、雇用・就労・司法手続、選挙、公共交通施設の利用、情報、教育、日常生活、医療の各分野について検討され、平成24年3月には論点の中間整理が行われました。

その後、ハラスメント、欠格事由、障害女性などの残された課題や差別を受けた場合の紛争解決の仕組みの方について検討され、6月からは部会の意見の取りまと

めに向けた議論が始められました。さらに、同年7月には、「障害者基本法」の改正に基づき、推進会議の機能を発展的に引き継ぐものとして障害者政策委員会（以下「政策委員会」という）が発足したことを閣議決定しました。この中で、「政策委員会」というが発足したことから、差別禁止法のあり方の検討の場も推進会議から政策委員会へ移されました。

政策委員会の下に新たに設置された差別禁止部会では、推進会議の下で開催されてきた差別禁止部会における21回にわたる議論も踏まえて、同年7月から4回の議論を行い、同年9月14日に差別禁止部会としての意見が取りまとめられました。

この意見を踏まえ、政府では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」を作成し、同法案は平成25年4月26日に閣議決定され、通常国会に提出されました。

その後、両院で可決され6月26日に公布されました。

村民みんなで「ハートがたくさん」の村をつくりましょう。